

■ Article (vol. 25) ■

平成 21 年度税制改正の行方！

日税研専務理事 坂田純一

.....

平成 21 年度税制改正に関しては、昨年 11 月 28 日に公表された政府税調の「平成 21 年度の税制改正に関する答申（以下「答申」という）」を皮切りに、12 月には自由民主党の「平成 21 年度の税制改正大綱（以下「自民大綱」という）」や民主党の「税制抜本改革アクションプログラム（以下「民主大綱」という）」の公表で出揃った。

政府税制調査会は内閣総理大臣の諮問に応じるさまざまな審議会の中の一つであるが、租税制度に関する基本的事項を調査審議する（内閣府本府組織令 38 条、40 条。税制調査会令）審議会としてその発足の歴史は古く、1950 年代後半から現在まで続いている。何度かの改廃があったが、おおむね正式名称は「税制調査会」とされてきた。国民が負担すべき税制に関しては「税制調査会」の役割が極めて重要なものとされているが、今年の「答申」については「実に薄っぺらな内容となっており、国民の関心事である税制改革の方向が読み取れない」などの意見に代表されるように、押しなべてマスコミ等の評価をみる限り厳しいものが寄せられている。

確かに、「答申」は、税制改革の方向について「一 基本的な考え方の 2. 当調査会の考え方 （3）に税制抜本改革の方向性について」において、次のように記載はされているものの、「当調査会は、抜本的な税制改革の方向性について昨年の答申における提言内容を確認し、その後の情勢の変化も踏まえつつ、改めて議論を行った。その結果、足下の経済金融情勢に大きな変動はあるものの、我が国の経済社会をとりまく構造的な変化の中で税制が取り組むべき中期的課題には基本的に変わりがないことを確認した。・・・当調査会としては、昨年の答申に示した各税目の中期的な改革の考え方は、その後の大きな情勢変化の中でも、揺るぎなく堅持すべきと考える。」とされるのみであり、新たな提言・方向性等がそこには示されていない。加えて、「政府における「中期プログラム」を踏まえ、当調査会は、昨年の答申で示した所得・消費・資産にわたる各税目の改革の方向性について、今回の審議で多くの意見があった下記の課題等も踏まえながら、さらに議論を深めることとする。

- 社会保障の機能強化・効率化と国・地方を通じた安定財源の確保とそのあり方
- 格差問題等を踏まえた税体系における所得再分配のあり方の見直し
- 経済・社会・地域の活力に資する税体系のあり方の見直し
- 偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築
- 環境税を含む低炭素化の促進に資する税制のあり方

との記載があるだけである。

抜本改革（改正）が予想された相続税制改革についても、「二 平成 21 年度の税制改正」の項で、①相続税の再配分機能の回復が重要である、②現行方式の問題点を踏まえて検討する必要がある、とそれぞれ問題点の指摘をしているものの、結局、税理士業界の最大の関心事であった課税方式の見直しについては「課税の公平性や相続のあり方に関する国民の考え方とも関連する重要な問題であることから、幅広い国民の合意を得ながら議論を進める必要がある。ただし、いずれの方式によるにせよ、新しい事業承継税制が制度化される場合には、課税の公平性に十分配慮して、国民の理解を得ることのできる仕組みとすべきである。また、相続税の負担水準のあり方については、相続税の資産再配分機能の回復を求めた昨年の答申の考え方に沿って、今後、基礎控除や税率構造等を見直し、さらに議論を深めることが重要である。」とする記述しかなく、問題の解決をいわば先送りした感が否めない。

そのようなこともあり、新年のメルマガでは、主に中小企業対策税制と相続税制に関して、平成 21 年度における具体的改正方向を示した「自民大綱」と「民主大綱」から、その概略を一部紹介してみることにした。

一 中小企業（法人）対策税制 （自民大綱）

1. 中小企業に対する軽減税率の時限的引下げ

中小法人等の平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度の所得金額のうち年 800 万円以下の金額に対する軽減税率を 22%から 18%に引き下げる。

2. 中小企業の欠損金の繰戻し還付の復活

中小法人等の平成 21 年 2 月 1 日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用ができることとする。

5. 取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度等を創設する。（後掲）

3. 4. 6. （省略）

（民主大綱）

わが国経済の基盤である中小企業の活動を支えると共に、これを通じた雇用の確保を図る。

○中小企業に係わる軽減税率を、当分の間、現行の 22%から 11%に引き下げる。

○いわゆる「特殊支配同族会社」の役員給与に対する損金不算入措置は廃止する。

○平成 4 年度から凍結されている繰戻還付制度は、凍結を解除する。

○中小企業の交際費の損金算入限度額について、現行の 90%の上限規制を撤廃し、400 万円以下の部分について全額損金算入を可能とする。

○中小企業の事業承継に係わる税制については、事業や雇用の継続を条件に、株式についても事業用宅地並みの軽減措置（納税猶予）を適用する。以下（略）

二 相続税制

（自民大綱）

取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度等の創設

経営承継相続人が、非上場会社を経営していた被相続人から相続等によりその会社の株式などを取得し、その会社を経営していく場合には、その経営承継相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した議決権株式等（相続開始前から既に保有していた議決権株式等を含めて、その会社の発行済議決権株式等の総数等の3分の2に達するまでの部分に限る。）に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予することとする。

（注）「経営承継相続人」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法率の規定に基づき経済産業大臣の認定を受けた一定の非上場会社の後継者をいう。

取引相場のない株式等に係る贈与税の納税猶予制度等の創設

後継者が、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社を経営していた親族から、贈与によりその保有株式等の全部（贈与前から既に後継者が保有していたものを含めて、発行済議決権株式等の総数等の3分の2に達するまでの部分に限る。以下「猶予対象株式等」という）を取得し、その会社を経営していく場合には、その猶予対象株式等の贈与に係る贈与税の全額の納税を猶予することとする。

贈与者の死亡時には、猶予対象株式等を相続により取得したものとみなして、贈与時の時価により他の相続財産と合算して相続税額を計算する。その際、経済産業大臣の確認を受けた場合には、相続税額の納税猶予を適用する。

なお、これに関する具体的内容は・・・例えば、「担保の提供」では、「相続税の納税猶予の適用を受けるためには、原則として、特例適用株式等のすべてを担保に供さなければならない。」と、株券の電子化が行われる時代にどのような形で担保に供するのか想定できないものも含まれており、65～68頁記載の付記（事業承継税制）を参照されたい。

（民主大綱）

相続税については、「富の一部を社会に還元する」考え方に立つ「遺産課税方式」への転換を検討すべきである。相続財産は社会の存在を前提に形成されたものであり、また、その一部は社会保障給付が反映されているとも考えられる。格差拡大を抑制する観点からは、このように形成された相続財産の一部を社会に還元されることが適当であり、その意味では相続人が資産等を得た時点で課税するのではなく、遺産そのものに課税することが適切である。その上で、その税収を社会保障の財源とすることを検討するべきである。また、相続税の課税ベース、税率

の見直しにあたっては、わが国社会の安定や活力に不可欠な中堅資産家層の育成に配慮しつつ、本人の努力とは関係のない大きな格差が固定化しない社会の構築に配慮すべきである。さらに、相続税の課税方式の見直しに合わせて、現役世代への生前贈与による財産の有効活用などの視点を含めて、贈与税のあり方も見直していく。

三 その他

「民主大綱」に『代表なくして課税なし』の言葉に象徴されるように、議会制度は税と共に発展してきたといっても過言ではない。つまり議会制民主主義における税のあり方は、あくまでも税を納める納税者の立場に立って決められるべきものである。しかし、これまでの政権下では、この根本がないがしろにされ、納税者よりもむしろ為政者の立場に立って税制が決められてきた。民主党政権では、税の根本に立ち戻り、納税者の立場で現在の税制を根本から作り直す。」との記載に注目したい。

税理士として毎年の税制改正(新規立法を含む)を垣間見ると、唯一の立法機関とされる国会がその機能を十分に果たしているかは、はなはだ疑問といわざるを得ず、その意味では、租税法律主義そのものが機能不全となっているようにも思われる。もともと、わが国憲法 84 条は租税法律主義を宣明しており、「租税要件」とその法的効果の主要かつ基本的要素の部分は、租税法律主義の理念を戴して議会で制定される租税法規によって構成されるものである。ヴァージニア権利章典(1776 年)の『代表なくして課税なし』は、市民の権利獲得闘争であり近代憲法を生み出す一つの要因であったことは歴史的に肯定される事実となっている。そのことは、国の課税権を国民の代表議会の同意にかからしめ、民主的統制を及ぼすことを目的としたものであり、ここでいう代表とは国会議員のことである。立法府が、まさに、国民の立場に立った税制のあり方について真摯な議論を通じて、真の役割を果たすことを望みたい。

税制調査会答申：

<http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/pdf/201128a.pdf>

民主党税制抜本改革アクションプログラム：

<http://www.dpj.or.jp/news/?num=14851>

自民党平成 21 年度税制改正大綱・予算重要政策：

<http://www.jimin.jp/jimin/seisaku/2008/seisaku-032.html>

以 上